



# ドイツ民主共和国国家人民軍建設部隊 : 暴力のない社会をめざした兵士たち

市川, ひろみ

---

(Citation)

国際協力論集, 3(2):141-161

(Issue Date)

1995-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00181219>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00181219>



## ドイツ民主共和国国家人民軍建設部隊

— 暴力のない社会をめざした兵士たち —

市川 ひろみ\*

1989年の「転換」の時期に、東ドイツの市民グループが世界中から注目を集めた。しかし、彼らの活動は60年代後半から始められていたのである。このなかで中心的な役割を担っていたのが、自らの良心に基づいて武器をもつことを拒否した人たちであった。彼らの活動は、70年代後半から80年代初めに平和運動として盛り上がりを見せていた。彼らは一貫して、さまざまな意味での暴力のない構造をめざして根源的な疑問を社会にむけて投げかけ続けてきたのである。

1962年の徴兵制の導入以来東ドイツの国家崩壊までの27年間に、武器をもつことを拒否した人の数は、最も多く見積もっている統計によれば、約9万人である<sup>1</sup>。彼らを支援したのは福音教会であった<sup>2</sup>。

1 武器をもつことを拒否した人の正確な統計は、まだ確認されていない。この作業は、「転換」、SED政権解体の時に関連文書が意図的に処分された形跡があることからみても困難な課題である。断片的な資料から統計作業がすすめられている現段階で、研究によってかなりの差がある。

1964～79年 計約2,500名 18カ月毎の平均 250名  
1980～85年 計約3,400名 年平均 570名  
1986～89年 計約8,500名 年平均2,100から2,200名

建設兵士の期間中、約15,000人が勤務。89年春に建設兵士として登録されながら召集されなかった12,120人がこれに加わる。完全拒否者は64年から89年までに約5,000人であったと推定される。Uwe Koch, "KDV und Zivildienst in (Ost-) Deutschland. Zwei Schritte vor und wieder einen Zurück", *Wissenschaft und Frieden Dossier*, Nr.18 (Oktober 1994)S.VI.によれば、建設兵士8万5千名、完全拒否者4千名。

2 東ドイツ地域ではルター派の伝統が強く、東ドイツ建国当時の1949年には住民の80%が福音教会に属し、カトリック信徒は12%にすぎなかった。福音教会はその神学的、歴史的特性から社会的な問題へ関与することを自らの使命とみなしていた。これに対し、カトリック教会は社会問題にあまり積極的には取り組まず、武器をもつ兵役の問題については全く重要視しなかった。信仰に基づいて兵役を拒否することを表明したカトリック信者に対して指導部は、「カトリック

\* 神戸大学大学院法学研究科学生  
日本学術振興会特別研究員

東ドイツ国家人民軍には建設部隊が設置されていた。これは武器をもつことを拒否する人が、人民軍のなかで義務を果たすための制度である<sup>3</sup>。このような制度は他の東欧諸国には例を見なかった。本稿では、建設部隊設立の背景と、拒否者の活動の実態を紹介する。国家は、彼らの存在を「1953年6月17日蜂起（東ベルリン暴動）以来の最悪の事態<sup>4</sup>」とみなしていた。このことから、この問題が東ドイツ国家に根本的な疑問を提示することにおける重要性が窺える。武器をもつことを拒否した人々は、東ドイツ社会の改革に主体的に取り組んだ人たちであった<sup>5</sup>。

### ＜I＞建設部隊設置前史

まず建設部隊という東ドイツに特有の制度が設置されるに至る経緯を、次の四点から整

---

教会は兵役を禁じていません」と答え、逮捕拘留中の信者は、教区から支援を得られなかった。Hans-H. Hücking, “Wehrdienstverweigerung in der DDR”, *Frankfurter Hefte*, vol.31. Nr.12 (1976), S.26f.

3 建設部隊一般については、Koch, “Die Baueinheiten der Nationalen Volksarmee der DDR—Einrichtung, Entwicklung und Bedeutung” in Expertise im Auftrag der Enquetekommission des Bundestages: *Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland*, 1993., Koch/Stephan Eschler, *Zähne hoch Kopf zusammenbeißen* (以下, *Zähne*), 1994, Berlin., Bernd Eisenfeld, *Kriegsdienstverweigerung in der DDR—ein Friedensdienst* (以下, *Friedensdienst?*)?, Frankfurt/M, 1978. を参照。

4 Koch, *a. a. O.*, S.30.

5 たとえば、1980年代後半に市民運動において指導的な役割を果たしたのは、Gerd Poppe, Reinhardt Schult, Heiko Lietz, Friedrich Schorlemmer, Konrad Elmer, Karl-August Kamile, Martin Böttger, Rainer Eppelmann, Markus Meckel, Ralf Hirsch など。

理しよう。

#### 1) 教会の平和主義的態度

二つの大戦を引き起こして、多くの人々に惨禍をもたらし、自らも深く傷ついたドイツでは、戦後強い平和主義的な気運があった。東ドイツの支配政党であった社会主義統一党 (Sozialistische Einheits Partei Deutschland = SED) さえも、ごく初期の頃は「われわれドイツ人は、二度と武器は手にしない」と唱えていた程であった。とくに教会は、ナチス時代に国家に協力した反省からも暴力を否定する平和観を主張していた。東ドイツ地域の教会も参加して、1948年にアムステルダムで開催された世界教会会議は、良心的兵役拒否を支持することを表明した。同じ年に、東ドイツアイゼナハ (Eisenach) の教会会議も、ドイツにおける一切の暴力を拒否することを決議している。50年のヴァイセンゼー (Weißensee), 51年のエルビンガーローデ (Elbingerode) 教会会議でも同様の決議がなされた。

教会は、良心に従って兵役を拒否する人を保護するための立法化にむけての提言を、東ドイツ人民軍がワルシャワ条約機構に参加した1955年に、つまり徴兵制施行以前にすでに行っている。ここでは、両ドイツ政府に武器をもたない代替役務の導入、良心的兵役拒否の保障を求めていた。

しかし、再軍備や核配備などについては、教会の内部でも多様な意見があった。1957年にドイツ福音教会連盟 (Evangelische

Kirche in Deutschland = E K D = 東西両ドイツ地域の教会から構成される組織。69年に東ドイツ地域の教会は、ドイツ民主共和国福音教会連盟 = Bund evangelischer Kirche in der DDR = BEK として独立、分断された。)が、西ドイツ連邦軍と軍司牧協約<sup>6</sup>を結んだ。これに対して、東ドイツマグデブルク (Magdeburg) のヨハネス・イエニッケ (Johannes Jänicke) 司教はある牧師への手紙で「武器をもってまだ心にやましいところがないでいることが、どのようにしてできるのか、私には解らない。」と、神学上の観点から批判した。そして、東ドイツ政府に対しては、良心的兵役拒否のための規定、西ドイツ政府には軍司牧協約の解消を求めた<sup>7</sup>。東ドイツの教会のあいだには、良心的兵役拒否を認めるよう国家に要求するという点では一致した意見があった。

## 2) 国家の教会政策の変化: 「抑圧」から「懐柔」へ

東ドイツ建国直後の教会政策を特徴づけていたのは、無神論的プロパガンダであり、聖

職者らの逮捕や国外追放が相次いだ。ところが、スターリン死後のソ連の「新コース」の流れをうけて、SEDの教会政策も変更を迫られた。1953年5月末のソ連共産党政治局によるSEDの政策全般にわたる批判のかなりの部分が、教会政策に費やされている。そこでは「聖職者らへのあからさまな行政処置」や「教会の業務への当局による粗暴な介入」は止めるべきであるとされた。そして土地や老人ホーム・孤児院といった諸施設を、教会に返却し、教会に対する国家補助金の支給を再開し、教区の青年らへの抑圧をひかえようというのであった。なぜなら教会や聖職者への抑圧は、「宗教的熱狂」を強化するだけであるので、「効果的なよく考え抜かれた啓蒙・文化活動」が採用されるべきであったとされた。これは、宗教の死滅へのよりよい方法としてみなされているからであった<sup>8</sup>。

このすぐ後の1953年6月に教会と国家のトップ会談があり、教会の青年活動に対してなされていた妨害を止めることが合意された。以後、国家と教会は交渉による安定した関係を求める指標としての「社会主義のなかの教会」を築いていく<sup>9</sup>。政治は国家、宗教は教会と

6 兵士たちへの精神的な支援を行うことを目的に、牧師を派遣するというもの。牧師らは、ラント教会からはなれて上官の下に配属される。彼らは防衛省の勤務規定に従って講義をする。彼らの服装や行動からは、兵士らとほとんど区別できない。

7 Peter Schicketanz, *Entstehung und Entwicklung der Baueinheiten*, August 1994, in *Studientagung zur Geschichte der Bausoldaten in der DDR - Einsichten und Konsequenzen für den Friedensdienst* - Berlin, 9. bis 11. September 1994 *Dokumentation*. (以下, *Dokumentation*), S. 3., Vgl. Johannes Jänicke, *Ich konnte dabei sein*, Berlin, 1986, S. 201-210.

8 Martin Georg Görner, "Zu den Strukturen und Methoden der SED-Kirchenpolitik in den fünfziger Jahren", in Klaus Schröder hrsg. *Geschichte und Transformation des SED-Staates*, 1994, S. 114f.

9 東ドイツの教会についての概観は, Reinhard Henkys, "Kirchen", in Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen hrsg., *DDR Handbuch*, Band 1. Köln, 1987参照。「社会主義のなかの教会」については, 市川ひろみ「ドイツ民主共和国における教会と市民運動 - 『社会主義のなかの教会』の役割と限界 -」, 歴史評論, 546号 (1995年10月), 48~63頁。

いう「棲み分け」を前提として、それぞれの活動の範囲を逸脱しなければ、国家と教会の協力関係は可能であるとされた。

この時期に確立された国家の教会政策は、その後1989年まで大きく変更されることはなかった。

### 3) 一般徴兵制導入への反対

「全ての労働者の祖国、農民と労働者の国家を武器をもって護るのは、国民の権利であり、栄誉ある義務である」とウルブリヒト(Walter Ulbricht)党第一書記は語り、1962年1月24日に徴兵制が導入された。これに対して、教会からは大きな抗議はなかったが、徴兵の対象となった若者らはこれに反対の意思を示した。62～64年までの2年間に1550名が、良心に基づいて兵役を拒否した<sup>10</sup>。このときに兵役を拒否した人達が存在したことが、建設部隊の設立に決定的な意味をもつことになった<sup>11</sup>。

徴兵に応じないものは、刑法に従って逮捕、

10 兵役を拒否したものの数は、各々、1962年春231名、62年秋287名、63年春439名、1963年秋(徴兵者の0.18%に相当する)205人だったが、64年4月には拒否者は388人(同0.26%)であった。Schicketanz, a. a. O., S.6. 別の研究によれば、3千～4千名ほどの拒否者が予想されていたという。Lawrence Klippenstein, "Conscientious Objectors in Eastern Europe: The Quest for Free Choice and Alternative Service", in Sabrina Petra Ramet hrsg., *Protestantism and Politics in Eastern Europe and Russia. The Communist and Postcommunist Eras*, Durham and London, 1992, S.282.

11 Eisenfeld, "Legale Konzentration feindlich-negativer Kräfte. Zur politischen Wirkung der Bausoldaten in der DDR", *Deutschland Archiv*, (März 1995), S.256.

拘留される。それでもなお、なぜ彼らは兵役を拒否しなければならなかったのであろうか。

この時期に兵役を拒否した人の多くはキリスト教徒であった。彼らは、キリスト教の教えである「汝殺すなかれ」「剣をもつものは剣でほろびる」とする暴力の否定と、敵への愛に基づいた平和主義をもって彼らの態度を根拠づけた。だが、徴兵法に違反することによって、何が彼らを待ち受けているのかは、全く予想できなかった。彼らはその不安のなかで、「暴力という楽器で、平和の歌を奏することはできない。」<sup>12</sup>という確信があったから兵役を拒否することを選んだのだという。

「すでに二度も大戦を引き起こした過去をドイツは負っている。だからこそわれわれドイツ人が平和のために召集されるのだ。」<sup>13</sup>と、彼らの父親の世代の経験から自らの平和主義的態度を決心した人もあった。

第二次大戦後、戦争のもつ意味が大きく変化した。大量殺戮兵器の登場である。その特殊な状況も彼らを兵役拒否に向かわせた。ガルツ(Garz)のある建設兵士は、「人類を完全に絶滅させることのできる手段を、必要悪であるとする人があるが、これは真の平和に

12 Michael Frenzel, "Und dann zurück in den Verwahrraum," in Heinz Jannigh hrsg., *Kriegs-Ersatzdienst-Verweigerung in Ost und West*, Essen, 1990, S.261.

13 Markus Meckel, "Begründung für die totale Wehrdienstverweigerung, Potsdam, dem 13.03.1970.", in Meckel/Martin Gutzeit, *Opposition in der DDR. Zehn Jahre kirchliche Friedensarbeit - kommentierte Quellentexte*, Köln, 1994, S.83f., Rainer Eppelmann, *Fremd in eigenen Haus. Mein Leben in anderen Deutschland*, Köln, 1993, S.47.

ついて語っていない。長期的にみれば、軍事的手段によって平和が達成されるのではなく、憎しみ・不安・不信を一步づつ取り除くことによって平和は達成される。<sup>14</sup>」とした。中欧で核戦争になれば、いかなる軍隊も勝利を得られない。そのような状況では、平和のためにとり得る唯一合理的な態度は、平和主義であると考えられた。

その上、東ドイツに特有の問題もあった。冷戦の最前線で対峙させられている相手は、同じドイツ人である。ドイツ人同志が殺しあうことになる戦争の可能性は、家族や親戚を西ドイツにもつ人たちにとっては、切実な問題であった。わけても、その戦争がドイツ自身の利害や決定によるのではなく、米ソ超大国の対立の結果であるならば、なおのことであった。

ここで確認しておくべきなのは、彼らは決して社会主義国家に反対していたのではないということである。「私は、兵役とは別の方法で、われわれの国家建設に協力する用意がある。<sup>15</sup>」と、兵役を拒否するにあたって、彼らは平和の役務を要求している。この積極的な態度が、彼らを、国外脱出ではなく、東ドイツ社会の改革にむけての運動へと導いたのである。

徴兵制に対する教会の反応は、信仰に基づいて兵役を拒否する青年が続出してから強く

なった。この一般徴兵法は、軍旗への忠誠や、無条件の服従を求めており、キリスト者にとっては受け入れ難いものであった。たとえ平和主義者ではなかったとしても、神にこそ従うべきである信者には、国家や上官への服従は絶対的ではあり得なかった。

そこで徴兵制施行の翌月の2月に、教会は政治局に書簡を送り、以下の四つの点を求めた。①兵士の礼拝参加を可能にすることなどの基本的人権の保障。②キリスト者が宣誓を留保することを尊重すること。③拒否者に法的保障を与えること。武器をもたない役務の可能性を開くこと。④教会で働いている人たちが徴兵を回避できること。

これに答えて国家は、①良心の自由は保障されている。兵士は自由時間には自由に行動できる。②宣誓は現世（世俗）のものであり、反宗教的な側面はない。③真の平和主義者かどうかは審査員が判断する。④原則的に例外は存在する。つまり、宗教上の理由からの平和主義者の場合には良心的兵役拒否もあり得るとの見解を示した。

この回答から次の二点が確認できる。まず、1962年の段階からすでに国家が信仰に基づく良心的兵役拒否の可能性を否定していないということ。そして、「棲み分け」に従った主張がなされているということ、である。実際には、教会関係者は徴兵検査に召集されないこともあった。国家は、摩擦を起こしそうな教会関係者を徴集しないことによって、問題を表面化させないようにした。

しかし、この問題は「棲み分け」の境界線

14 Eisenfeld, "Spaten-Soldaten 20 Jahre Bausoldaten in der DDR", *Kirche im Sozialismus*, Nr.4 (September 1984), (以下, *20 Jahre*), S.27f.

15 Meckel, *a. a. O.*

を常に危うくするものであった。1963年3月8日に、福音教会指導者会議は「教会の自由と奉仕についての10ヶ条」を決議した。その第5条は「教会は良心的兵役拒否の法的保護に尽力する」としており、武器をもたない代替役務の法制化にむけて国家に働きかけることをもう一度確認した。

#### 4) SEDのジレンマと二方向政策

しかし、SEDには良心的兵役拒否を権利として認めてしまうわけにはいかない事情があった。東ドイツ国家人民軍には、ワルシャワ条約機構軍の一員としての責任があったからである。同時に、だからといって良心的兵役拒否者らを弾圧することもできなかった。西ドイツは、基本法に良心的兵役拒否を絶対的権利として保障している。分裂国家東ドイツは常に西ドイツと比較してより優れていることを国際社会と国民に誇示することを迫られていたのである。

このジレンマのため、SEDは、対外政策と国内政策で全く矛盾した主張をせざるを得なかった。

憲法上は信仰・良心の自由が認められており、それを保障することは、東ドイツの国際的評価にとって重要であった。SEDは、政権の民主性をアピールしたかったのである。なにかんづく、東ドイツはハルシュタイン原則（東ドイツの国家的存在を否定し、西ドイツこそ旧ドイツの継承国であり、全ドイツを代表するとの立場から東ドイツを承認した国とは国交をもたないとした。）を打ち破ること

に懸命であった。SEDは、良心的兵役拒否者たちを弾圧することによって、国際的な抗議を招き、国際的に東ドイツのイメージが低下することを危惧した。ホーネッカー（Erich Honecker）は良心的兵役拒否を権利として認める発言をしている<sup>16</sup>。

しかしこの権利としての良心的兵役拒否への評価は、国内で公表されることはなかった。「平和は社会主義に内在している。社会主義社会では人間による人間の搾取がないからである。」との平和観を打ち出していた。ひいては、「東ドイツにおいては国家自体が平和のために存在するのであるから、政策と異なる平和運動は存在する余地がないし、兵役を拒否することは国家の平和政策を弱めることになる。」としていた。徴兵制を施行した日にSEDは西側での良心的兵役拒否を、資本主義を弱めるものとして評価しているが、東ドイツでの良心的兵役拒否はあり得ないと強調している。

このSEDの相反する主張を引き受けることのできる制度が必要であった。それは、良心的兵役拒否に配慮する態度を世界にアピールすること、同時に、あくまでも、兵役は全国民に課せられるもの<sup>17</sup>であり、社会主義は平和と同義であることを国民にアピールできるものでなければならなかった。それが建設

16 Klemens Richter, "Die Verweigerung des Waffendienstes in der DDR", *KAEF Arbeitspapier Dokumentation*, 10/79 (April 1979), S.18f.

17 建設兵士の役務は兵役であるとみなされるべきである。BAMZAP VA 01/17776 BL 21-23. zit. nach Schicketanz, a.a.O., S.8.

部隊の制度であった。国家は、「建設兵士部隊の設置は真の社会主義的民主主義と良心と信仰の自由の保障の表現」であると強弁した。

## ＜Ⅱ＞建設部隊成立

徴兵に従わない青年たちや、教会からの抗議に直面して、政府は1963年から対策を審議し、64年9月に『国防省のもとに建設部隊を設置することに関するドイツ民主共和国国防会議の指令』を出すことになった。その概要は以下の通りである。

第1条：（1）国家防衛省のもとに建設部隊を設置する。

（2）建設部隊での役務は1962年1月24日の兵役義務法第25条に沿った代替役務である。

第2条：（1）

- a) 防衛施設やその他の軍事施設と同様に道路工事、交通整備に従事する。
- b) 軍事演習による破損の回復。
- c) 緊急時の出動。

第3条：建設部隊員には、この指令によって特別に規定されないかぎり、人民軍内での基礎兵役あるいは予備役役務に適用される法的・軍事的規程が適用される。

第4条：（1）兵役義務者で、宗教もしくは同様の理由により、武器をもつてする兵役を拒否するものは、建設部隊に服務する義務を有す。（良心の審査はない。：筆者）

第5条：（1）建設部隊員は1962年1月24日の服務規程第3条による軍旗への忠誠の誓いをしない。（しかし、宣誓は義務づけられていた。：筆者）

ここで明らかのように、建設兵士はあくまでも兵士であった。ただ武器をもたないというだけで、上官に服従し、軍務に配置され、東ドイツの防衛政策を強化するための存在であった<sup>18</sup>。

さて、兵役拒否者らに対処するにあたって、なぜ東ドイツ政府は建設部隊という制度を選択したのかを、三つの視点から考察しよう。

## ＜建設部隊設置の背景＞

兵役の義務を負うべきもの全員が、その義務を果たさねばならないという強い要請があった。たとえば、移民・西ドイツと密接な家族関係をもつ兵役義務者・政治的に目立つ、あるいは社会を危険に曝す犯罪者についても武器をもつ兵役に服させるべきであるとされていた。それにもかかわらず、刑罰によって無理矢理兵役に就かせる方法はあまり効果がないということが明らかになった。

これら兵役を拒否しようとする人たちも、人民軍に取り込むべきであった。だが、SEDは、彼らを「平和主義者」で「敵対的勢力」とみなししており、人民軍の中で彼らを、

18 空軍大佐ローレンツ（Lorenz）は建設兵士に対して「われわれの武器を、武器をもたずに作れ」と語った。Eisenfeld, *20 Jahre*, S.21.

他の徴収兵と直接接触させることから生じるかも知れない悪影響を恐れた。彼らを兵役に就かせながらも、隔離したかったのである。

このことは、建設部隊施行以後の国家の態度からも読みとることができる。建設兵士を選択する場合は簡単な意志表明で足りたのに対して、建設兵士をも拒否しようとするものに対しては、強く説得がはかられた。彼らを建設兵士として取り込む努力がなされたのであった<sup>19</sup>。

最後に、SEDは彼らを労働力として利用しようとしたのであった。武器をもつ兵役を拒否するものが兵役を果たすことのできる可能性について、陸軍大佐フート（Huth）は63年3月の第三回目の召集後の報告で、工兵部隊と並ぶ部隊をつくることを提案した。この部隊は、人民軍の重要な建設計画を達成することに寄与するであろうとされた。また、ホーネッカー宛の1964年9月30日付けの書簡では、建設兵士を「道路や交通手段の新設、補修」に従事させるように進言されている。事実、建設兵士らは、当初、各地で人民軍のための施設の建設や道路の補修に投入された。

武器はもたないが、良心的兵役拒否を権利として認められたものではないという、曖昧な性質をもつ建設兵士はどのように評価されたのだろうか。次にこの点について考察する。

#### <教会の建設部隊への評価>

建設部隊は、教会にとっては、「われわれが全てを失いたくなかったら、これ以上は達成できなかった<sup>20</sup>」というほどのぎりぎりの譲歩であった。1964年にすでにベルリン・ブランデンブルク教会会議は、建設兵士の指令は、「若い信者たちの良心のためらいを取り除くものではない」と認めざるを得なかった。65年にザクセン教会会議は、国家にさらなる会談を要求し、ゲルリッツ（Görlitz）の教会会議は国家評議会に、「誰も、その良心の確信に逆らって、軍事上の作業にたずさわることのないように代替役務」を要求した<sup>21</sup>。

それでも建設兵士については、ヘンペル（Johannes Hempel）司教が、「われわれは建設兵士という制度を有している。建設兵士は理想ではないが、われわれの証し、意志を実現させる一つの可能性である<sup>22</sup>。」と述べた。彼は、建設部隊の限界を認めつつも、社会的不利益を省みず建設兵士を選択した人たちに声援を送った。

しかし、教会の対応は兵役に直面して良心について悩んでいる若者たちを、十分に支援するものではなかった。1965年「徴兵者のための司牧への助言」で、教会指導部は建設兵士に連帯を示し、彼らを「現在の平和の明確な証人」であるとした。だが、ここで言われ

19 召集に際して簡単に口頭や書面で、武器をもつことを拒否する根拠を説明しただけで建設兵士に認められた。信仰以外の理由に基づくものでも認められたが、教会の支援が得られない場合は、困難を伴うこともあった。Vgl. Frenzel, a. a. O., S. 255 ff.

20 Eisenfeld, *ebd.*.

21 *Ebd.*, S. 22.

22 Klaus Ehring/Martin Dallwitz, *Schwerter zu Pflugscharen, Friedensbewegung in der DDR*, Hamburg, 1982, S. 74.

ていることは実際には十分に実現されなかった。多くの牧師たちの関心が欠けていたことや<sup>23</sup>、建設兵士について公表することから被るかも知れない面倒を恐れたことによると考えられている。そこで、建設兵士や兵役拒否者らみずからが、良心の自由が保障されるために活動する必要があった。

#### 〈国家の建設部隊に対する態度〉

建設部隊の指令は公表されず、完全拒否者の存在もタブーとされ、その後もほとんど報道されなかったため、多くの市民が今日に至るまでその存在も知らなかった。典型的な例は、1989年発行の神学百科事典の良心的兵役拒否の項目に建設兵士についての記述がないというものであろう<sup>24</sup>。召集に際しても、建設兵士という可能性があることも教えられないことはなかった。その場で、自ら武器をもつことを拒否すると表明した場合にのみ、建設兵士のための手続きが採られた。人民軍に徴集された後で、任務を拒否する人もあった。さらに、建設兵士として服務中もできる限り人目につかないように配慮された。

SEDは、武器をもつことを拒否するひとを、社会主義に対する敵として危険視した。「現存する社会主義を弱め、帝国主義による戦争のコースを支援することになる<sup>25</sup>。」そして「帝国主義は、平和主義を対社会主義政策に利用している。とりわけ若い人々に社会

主義祖国防衛を宗教的見解をもって拒否させるようにしむけている。」のだと宣伝された<sup>26</sup>。

「自分達の側にいる敵」と国家公安省(Ministerium für Staatssicherheit=M f S)がみなしていた建設兵士らは、事実、国家には懐柔しがたい相手であった。M f Sは彼らの存在を国家安全保障を脅かすものと認識しており、彼らのなかから非公式協力者(Inoffizieller Mitarbeiter= I M)を採用することがはかられた。しかし、これは全く困難な課題で、M f Sは十分な協力者を得ることができなかった。

わずらわしい存在だった建設兵士らに対して、国家は、彼らの尊厳を低めるような扱いをした。これについては次の建設兵士らの状況のところで述べる。

#### 〈建設兵士らの状況〉

筆者は、友人の元建設兵士に建設部隊にいた頃のことを訊ねたことがあった。「妥協だった。一度も満足したこと、これでいいんだと思ったことはなかった。」というのが、それに答える第一声であった。

建設部隊の制度は、良心に従って、兵役を拒否することが基本的人権として認められたものではなく、決して満足できるものではな

23 Richter, a. a. O., S.21.

24 Brief Peter Schicketantz an den Author vom 09.06.1995.

25 Eisenfeld, 20 Jahre, S.25.

26 Heinrich Fink, "Wehrdienst und Gewissen - Eine Auskunft zum Wehersatzdienst der Bausoldaten in der DDR", *Wehrdienst und Gewissen*, Nr.5 (November 1985), S. 37., *Bausoldaten - ein Zeichen für den Frieden? Eine Orientierung für kirchliche Mitarbeiter*, September 1984, S. 7.

かった。彼らはそれを知っていながら、建設兵士も含め兵役を完全に拒否するのではなく、政府との摩擦を避けたかったために、「いかがわしい妥協<sup>27</sup>」として建設兵士を選択したのであった。

まず、彼らの身分はれっきとした人民軍の兵士であった。彼らは、武器こそもたなかったが、突撃、行進、作戦訓練などの軍事訓練には、普通の兵士と同様に参加せねばならなかった。射撃練習場の整備など軍務に直接関連した役務に従事しなければならないことも当然のようにあった。多くの建設兵士に良心の問題を引き起こしたのは、宣誓のなかにある「敵」の概念と「無条件の服従」であった<sup>28</sup>。宣誓では、社会主義国をあらゆる敵から守り勝利を得るために活動すること、上官の命令に無条件に服従し、果敢に実行することを誓わねばならなかった。つまり、建設兵士であっても祖国への忠誠義務や防衛義務までが免除されるものではなかった。

建設兵士らは軍隊内で、さまざまな嫌がらせをうけた。建設兵士を選択することを表明したものはすぐに召集されない。徴集年齢ぎりぎりの26歳になってから召集されることが多かった。このように年齢が高いことから、

既婚者や子供をもつ兵士の割合が高かった。さらに、彼らは他の兵士らと異なり、居住地から離れた場所に駐屯させられた。そのため週末の休暇には、家族やパートナーのもとに帰ることはできなかった。また、教会関係者が、彼らを兵舎内に訪ねることもままならなかった。上官は大抵21歳ぐらいで建設兵士よりもかなり若い。その若い上官に命令されることから被る精神的な負担も大きかったと訴える建設兵士は少なくなかった。人民軍内における建設兵士への、誹謗は日常的になされており、彼らは、「怠け者」、「同性愛者」、「前科もの」、「犯罪者」などと上官が吹聴した。上官らはさらに、建設兵士の休暇を直前になって理由を告げずに取り消したりした。これは、幼い子供のいる家庭にほとんど耐え難い苦痛をもたらした。あるいは、自由時間であるにもかかわらず、礼拝への参加が「恩恵」としてしか認められないなど、建設兵士らの駐屯地での生活は厳しいものであった。

これにとどまらず、除隊後も教育、職業選択の際に厳しい差別を受けた。大学への進学はほとんど不可能だった。建設兵士経験者はM f Sによってどこで、どのような職業についているかを、常に監視され、国民経済に重要な企業や組織から閉め出された。

建設兵士を選択することは、常に妥協であった。完全に拒否することにより被る刑罰を考えて、建設部隊に入ったものは、結局は、良心に鑑みて負荷を負わされているように感じ、苦しんだ。同時に、建設兵士としての生活から東ドイツ国家の問題点を先鋭なかたちで体

27 "Armeedienst mit verletztem Gewissen. Bausoldatendienst war ein "fauler Kompromiss"', in Jannig, *a. a. O.*, S. 268 ff.

28 Vgl. Vorschlag der Garzer Bausoldaten 1966/67 an die Führung des Baupionierbataillons 14., in Studentagung zur Geschichte der Bausoldaten in der DDR-Einsichten und Konsequenzen für den Friedensdienst - Berlin, 9. bis 11. September 1994. *Reader* (以下, *Reader*), 4.

験することで、社会を改革していく必要性を嫌でも強く感じた。それゆえ、かれらは、建設部隊においても不服従の態度を示した。宣誓や突撃などを拒否するものもあった。「建設兵士として経験したことから私は成長した。」「私にとっては、困難に前向きに取り組むための訓練期間であった。」と、建設兵士の経験を回想するひとは少なくない<sup>29</sup>。当初の個人的な決意は、次第に自覚を深め、部隊の外や除隊後の運動へつながっていったのである<sup>30</sup>。「小さな人々なしには、大きな戦争はない<sup>31</sup>」というのが、彼らの平和にむけての活動の出発点であった。彼らは、「Nein」と言うだけでは不十分で、「Ja」と言える平和のための活動が必要であることに気づいたのだった。

では、その活動を中心に四期にわけて、その展開を概観する。

### ＜Ⅲ＞建設部隊の展開

第一期：1964年～73年

建設兵士は大隊として、建設・工兵大隊に組み込まれ、軍事施設に配置された。建設兵士らには工兵が使用する器具は与えられず、簡単な道具で肉体労働に従事させられた。

第一回目に召集された建設兵士らの一部は除隊後、ライプチヒで開かれた全国元建設兵

士年次大会に集合した。地方大会も、特にザクセン地方で多く開催された。1966年の第一回目の集会からすでに社会問題についての議論がなされ、平和のための活動が組織的に始められていた。「元建設兵士共同作業グループ」が設立され、その課題は、服務中の建設兵士と、現地の教会とが直接関係を持ち、経験を交換し、目的をもって研究し資料を収集すること、そして、その結果をパンフレットとして、関心のある人々に配ることなどであった<sup>32</sup>。

こういった互助的な目的にとどまらず、1967年には「共同作業グループ」は教会指導部に、平和問題の研究に力を入れるように要請している。また、彼らは教会の奉仕活動などには積極的に参加した。

このころから建設兵士の態度に変化が見られた。それまでは個人の問題として捉え、面倒に巻き込まれることなく建設兵士の期間が終わるのを、ただひたすら待っているひとが多かった。それが、社会に関心をむけるようになり、平和問題に取り組む様々なグループを結成するようになった。それだけではない。彼らは果敢にも、国家によって監視されている投票所で、統一リストにバツ印をつけ、明確に反対の意思を表明しさえした<sup>33</sup>。

32 Eisenfeld, *Friedensdienst?*, S.103ff.

33 1967年ルッカウ (Luckau) 区の選挙代行者会議では、300名を越す党・大衆組織の代表者らを前に、建設兵士ベルント・アイゼンフェルト (Bernd Eisenfeld) が、統一リストではなく、西ドイツのような選挙を要求したという事件もあった。Eisenfeld, *ebd.*, S.107ff. 84年5月の自治体選挙では、ムクラン (Mukran) 地域の175名の建設兵士の55%である94名が反対票を投

29 Wolfram Johannes, u.a.hrsrg., *Du sollst nicht töten*, (Jena, 1986,) S.8., Eppelmann, a. a. O.. S.47ff.

30 Eisenfeld, *20 Jahre*, S.26.

31 "Dokumentation 19.", in *Zähne*, S.84.

1968年に東ドイツ人民軍もワルシャワ条約機構軍の一部としてプラハに進軍してからは、信仰に基づかない兵役拒否者が増加した。ベトナム戦争の悲惨な状況も彼らに、戦争への疑問を抱かせることになった<sup>34</sup>。

この時期に作業グループ「平和奉仕」が教区に設立され、「平和セミナー」として1970年代から活発な運動が展開された。72年から毎年二回ケーニヒスヴァルデ (Königswalde) で平和セミナーが開催されるようになった。80年代には、ケーニヒスヴァルデでは500名、マイセン (Meißen) では300名程の参加者があつまるほどであった。また、70年には、望ましい非軍事勤務の手本を国家に示すための民間施設でのボランティア勤務の試みも登場した<sup>35</sup>。71年から「19番目の月」運動が始められた。兵役期間の18カ月のあと、自主的に1カ月の追加勤務をするもので、除隊後、民間施設で勤務した。この運動では、実際に奉仕労働することと同時に、教区や青年サーク

ルなどでの講演や話し合いをもつことに重点がおかれていた。このような活動を通じて建設兵士や完全拒否者らの存在が少しずつ明らかになっていった。

1971年から建設兵士経験者と、政府の支援するキリスト教平和会議 (Christliche Friedenskonferenz = C F K) との協力関係を築く試みがあった。しかし、これは両者の平和観の相違から73年には失敗してしまう。C F Kによれば、それは、帝国主義に対する闘いであった。ところが、建設兵士は、各人の心のなかから平和は創りだされるのだと考えていた。「敵」は愛すべき存在であった。彼らにとって平和のための作業は、東ドイツ社会の現実を分析し、批判的に評価して平和を脅かすような要素、抑圧的な構造を解体することであった。彼らによれば、平和とは軍縮などに限らず、国内社会で人権が保障されていることも必要であったからである。

## 第二期：1974年～78年

建設兵士らは、10～15人のグループに分散されて、人民軍の病院や保養所などで、清掃や給仕の仕事についた。このころには労働時間の短縮など勤務状態にも改善が見られた。このような事情の背景には、軍事施設の建設がほぼ完了したことのほかに、教会からの度重なる要請や、ヘルシンキ最終議定書の採択といったSEDによる国際舞台での人権外交の影響もあったと考えられる。

この時期には、拒否者たちの活動は活発ではない。小さなグループに分散させられたこ

じ、3名は棄権した。賛成投票したのは45%弱の78名に留まった。Militärisches Zwischenarchiv "Potsdam, AZN, P-2334, Bl. 1-3. zit. nach Eisenfeld, Politische Wirkungsgeschichte der Bausoldaten in der DDR unter spezieller Einbeziehung des Blickfeldes Ministerium für Staatssicherheit, September 1994", in *Dokumentation*, S.6.

34 ベトナム戦争を忌避するアメリカの良心的兵役拒否者らとの連帯もはかられた。たとえば、「アメリカ合衆国におけるキリスト者良心的兵役拒否者への手紙」(1966年)や「北アメリカ合衆国への公開書簡」(1970年)でベトナム戦争の問題をとりあげ、兵役拒否についての国際会議を提唱した。Fink, *a.a.O.*, S.43f.

35 Brief von der Bausoldaten aus Saßnitz an Bausoldatenfreunde vom 24.3. 1970. in *Reader*, 7.

とによって建設兵士相互のコミュニケーションが疎外されたこと、デタントにより戦争への危機感が弱まったことなどがその原因であると考えられる。

ところが、1978年に14～16歳の生徒に軍事教科が義務化された。西ドイツ首相ブランド（Willy Brandt）の東方政策、72年の両ドイツ基本条約締結後の東西の人的交流の増大、通信状況の改善にともない東ドイツ市民の西側と接触する機会が増えることをSEDは恐れた。そこで、積極的なイデオロギー政策に特徴づけられる「隔絶政策」を展開していた。軍事教育の義務化はその一環として「敵味方」思考を強める目的をもっていた。それは、西側、わけても西ドイツに対する「敵意を育てる」教育の強化であった。

これに対して、建設兵士たちは国家や党の幹部に宛てて請願書を出した（東ドイツでは、個人が党や国家の幹部に直接請願する権利が保障されていた）。この軍事教育の義務化は、女生徒らを含め生徒たちに武器をもつことを拒否するか否かの決断を迫るものでもあった。このことは、これまでは召集された青年が独りで苦悩しながら対処しなければならなかった「決心」の問題が、教室のなかに持ち込まれたことを意味した。しかも、保護者らも当事者の立場に立たされることになったため、強い反対運動を引き起こした。建設兵士は、彼らが作成した平和教育に関する資料などを提供してこの運動を支援した。福音教会は、軍事教育に対抗して「平和のための教育」キャンペーンを展開し<sup>36</sup>、兵役拒否者らもこれに

協力した。

### 第三期：1979年～89年春

東ドイツ社会の軍事化の進展や核配備を背景として、1970年代末から80年代にかけて、兵役拒否者らの運動は、建設兵士やキリスト教徒以外の人々も動員し、大きな盛り上がりを見せた。

東ドイツ経済の悪化にとまなう労働力不足のために、建設兵士らは再び大隊に編成され、化学工場や褐炭採掘などの国営企業に「貸し出」された。そこでは、劣悪な条件のもとで勤務せねばならなかった。（88年になってようやくデムケ（Christoph Demke）司教の仲介により改善された。）彼らの労働に対しては、破格の賃金が人民軍に支払われた。建設兵士はこれを、軍隊を強化することであると理解した。その上、1979年のアフガン侵攻にはじまった新冷戦は、建設兵士らを82年から再び軍事領域への配備に引き戻した。そのために建設兵士になることをも拒否する人が増加した。

1981年に、建設部隊に替わる民間役務を求める重要なイニシアティブが登場した。「社会平和役務」を提案して、ドレスデンの牧師、フリーダー・ブルクハルト（Frieder Burkhardt）、クリストフ・ボネンベルガー（Christoph Wonnemberger）らが運動の中心的な役割を担った。この運動は、人民議会宛公開書簡に

36 福音教会指導部からの請願書だけでも4千通を超えた。Ehring/Dallwitz, *a. a. O.*, S.158 ff.

において「社会平和役務」を要求し、その提案に賛成する個人が、それぞれの教区で教会指導部に働きかけるよう呼びかけるという形式を採っている。

そこでは、東西の軍拡、東ドイツ社会のさらなる軍事化が進められている一方で、病院や心身障害者のための施設、老人ホーム、中毒患者や服役者の社会復帰といった分野では人手が不足しているとの認識が示される。そこで、平和を求め、社会のなかで助けを最も必要としている人のために具体的に貢献することをめざそうというものである。

人民議会に対してなされた提案の概要は、以下の通りである。①兵役に替わる別の選択肢として社会平和役務の制度を設立する。②社会平和役務を選択するものは24カ月間その義務を負う。③居住地で役務を果たす。④救急処置と災害救援の基礎訓練を受ける。⑤定期的に、平和の確保、軍縮、暴力によらない紛争の克服に重点をおいた政治教育を受ける。⑥社会平和役務を果たすものは、養育・老人・心身障害者施設、病院、環境保全などの分野に配置される。その際に、専門に職業としている人たちや、家庭の父母らの夜勤などを軽減することが目的であるとされた。

かれらの提案には、ドレスデン地方監督のウェッツェル (Wetzel)、ザクセン・ラント牧師で建設兵士経験者であるハラルド・ブレットシュナイダー (Harald Bretschneider) が協力した。かれらの呼びかけに応じて、多くの署名が集められた<sup>37</sup>。

37 1981年秋にザクセン教会会議のみで約2,500名

注目すべきは、ザクセン・ラント教会長クルト・ドムシュ (Kurt Domsch)、ザクセン・ラント教会司教ヘンペルといった教会指導部が積極的にこの提案を支持する態度を明らかにしたことである。その他のラント教会も賛意を表明したことから、教会・国家関係を悪化させることになった。

この「社会平和役務」運動に対して、教会問題担当国家書記クラウス・ギジ (Klaus Gysi) は、「一般兵役義務の破棄になってしまう可能性がある。西ドイツやスイスと異なり、良心の審査がないからである。・・・防衛は義務である。さらにわれわれは、ワルシャワ条約機構にたいして責任を負っている。・・・

“社会的平和役務”という、武器をもつ人民軍の役務が“反社会的戦争役務”かでもあるような意味合いがあるが、若いキリスト者の圧倒的多数は、兵士となるのである。彼らの中傷することはできない。司教らはこれが、国家本来の権利への侵害であるということをはっきりと理解している。・・・憲法や法を改正するのは教会の仕事ではない。」と非難し、「棲み分け」を尊重することを求めた<sup>38</sup>。

しかし、「社会平和役務」を求める運動は、

の署名とともに808の請願書が出された。MfSの政治局への報告書によれば、81年9月1日に開催される「世界平和の日」までに、約30万の署名があつめられると予想している。Information des MfS an das Politbüro der SED in Sachsen “Sozialer Friedensdienst”, Geheime Verschlusssache Nr.346/81 (07.07.1981) in Zähne, S.89.

38 “Gysi zum “Sozialen Friedensdienst”, evangelische Information, Nr.37 (1981), S. 10., zit.nach Deutschland Archiv (Oktober 1981), S.1112.

「剣を鋤に」<sup>39</sup>の運動と結びついて大きな広がりを見せた。1980年からの「剣を鋤に」の運動は、兵役拒否の問題を初めて国家の平和・軍縮政策と結び付けたものであった。多くの若者が剣を鋤にうち変えている男性の姿を縫いとしたワッペンをつけて出歩くようになった。81年にはこのワッペンは20万個もつくられた程である。82年のドレスデン平和フォーラムには約5千人がこのワッペンをつけて参加した。この事態に、SEDは強い態度で臨み、ワッペンを突然禁止し、従わないものは逮捕した。

国家からの抑圧のもとで若者たちは、国家の圧力をいかに回避するか、ということとともに、いかにその圧力に抗することができるかをも学びとった。彼らは単に格好がいいからとワッペンをつけていたのではない。建設兵士や兵役拒否を選択する用意のあることを示すことによって、彼らの主張を公けにしたかったのである<sup>40</sup>。「社会平和役務」は、その後も繰り返し国家に要求された<sup>41</sup>。

1982年に始まった「平和を具体的に」の運動は、各地に形成されてきた市民運動グループのネットワークづくりを目的としていた。

39 旧約聖書ミカ書4章3節「・・・彼らは剣を打ち変えて鋤とし、その槍を打ち変えて、鎌とし、国は国に向かって剣をあげず、再び戦いのことを学ばない」ワッペンに使われた剣を鋤にうち変えている男のデザインは、1961年にソ連が国連に寄贈した彫像を使っており、当初は政府もこのワッペンに好意的であった。

40 “Dokumente 19 Zeitzeugeninterview mit Harald Bretschneider”, in *Zähne*, S.85f.

41 “Gesetzesinitiative Ziviler Ersatzdienst 1987/88. Eingabe an die Volkskammer von Gerd Poppe, u.a.”, in *Reader 12*.

兵役拒否者であるハイコ・リーツ (Heiko Lietz) による作業グループは、建設兵士に関する情報を印刷したり、完全拒否者の逮捕に備える緊急共同体の設置を課題としていた。85年には「兵役完全拒否者のサークル」となり、この団体は統一後も存続している。同じ年には、「転換」の時にもっとも注目されたグループの一つである「平和人権イニシアティブ (Initiative Frieden und Menschenrechte = IFM)」が、元建設兵士ら<sup>42</sup>によって結成されている。市民運動を通じて建設兵士のことが西側のメディアにも取り上げられるようになった。

1980年代後半には建設兵士に占める出国希望者が多数になり、半数にまで及んだ<sup>43</sup>。彼らは出国希望の申請をする事によって、西側民主主義を求める意思表示をしたかったのである。これは、東ドイツの社会を改革しようとする建設兵士らとの間に意見の相違から対立を生じさせることになった。出国希望者の急増により、完全拒否者の数も増加した。この背景には、ゴルバチョフの登場によるソ連の対東欧ブロック政策の変化と、それによって活性化された東欧諸国での民主化の動きがあった。

教会が民間役務の法制化を要求し、それが、西側のメディアで報道されると、国家は完全拒否者にたいして控えめな態度をとるようになった。兵役を拒否しようとする人を逮捕す

42 Rainer Eppelmann, Gerd Poppe, Manfred Böttger, Ralf Hirsch など。

43 1987年は、建設兵士の3分の1が出国希望者であった。それが、89年には70%に達した。

るか否かは、個々のケースごとにホーネッカーと国防大臣ホフマン (Heinz Hoffmann) が自ら決定を下すようになった。召集期日以前にその旨表明したものについては、召集命令は撤回され、逮捕されなくなった。国家はあくまでも教会との衝突を回避することに終始し、市民の民主化要求に答えるような根本的な刷新をめざそうとはしなかったのである。

1987年ゲルリッツでのB E K教会会議は以下のように決議した。「大量殺戮兵器のある世界では、もはや正義の戦争はない。・・・兵役の問題に直面しているそれぞれのキリスト者は、彼の決心が、平和の福音と一致するかするかどうかを考慮せねばならない。今日、軍隊で武器をもつ役務を行うと決心したものは、彼が、暴力の削減、国際秩序の平和構築に、そして正義に役立つことができるのか、否か、どのようにそれができるのかについて考えねばならない。教会は、武器をもつ役務や兵役そのものを拒否するキリスト者の決断の中に、平和への道に導く信仰に従順である証しを見いだす。<sup>44</sup>」ここで、明確に兵士と区別して良心的兵役拒否者を評価したのである。

ついに、1989年4月にカトリック教会も参加してドレスデン世界教会会議で教会指導部も建設兵士に替わる民間代替役務を公式に要求した。ここに至って「社会主義のなかの教会」は明確に破綻した。

第四期：1989年夏～90年3月まで

「社会主義のなかの教会」によって保たれていた教会・国家関係の安定性が失われた。しかし事態ははるかに深刻な危機的状態になっていく。ハンガリーやチェコスロヴァキアを経由しての市民の西側への大量流失である。この混沌とした状態のもとで、良心的兵役拒否者らは、着実に彼らが要求してきたことを実現させていった。先のブレットシュナイダー牧師は、郡の評議会と直接交渉して、50人の良心的兵役拒否者を建設部隊ではなく、病院に送り込むことに成功した<sup>45</sup>。

11月9日にはベルリンの壁が崩壊し、磐石かに見えたS E D政府は急速に崩れつつあり、政治は流動化した。市民グループらはこの機会に円卓会議を通して政治の表舞台に進出した。その時に、いち早く取り上げられたのが、良心的兵役拒否の問題であった。89年12月に、教会問題閣僚評議会代表デメジエール (Lothar de Maizière) が、現建設兵士も民間の医療機関や社会施設で勤務するのであれば、人民軍から除隊されうるとした。これは、まさに国家がおそれていた事実上の徴兵制の廃止を意味する。

早速、民間役務の立法化作業が着手された。防衛省による代替役務に関する法案は、非軍事役務の期間が兵役のそれに比べて12カ月も長いことなどが批判され、ブレットシュナイダー氏らのグループによる法案が可決されるに至った。そして1990年3月1日、非軍事役

44 Martin Ziegler, "Wehrdienst als Grenzfall", *Evangelischer Kommentar*, 3/1991, S.160.

45 "Dokumentation 41.", *Zähne*, S.192f.

務法が施行された。この時には、軍縮・防衛大臣になっていた元建設兵士のエッペルマン (Rainer Eppelmann) は、現職の士官や兵士も民間役務に就きたければ、部隊から除隊されうるとした。90年5月の第一回召集には、1万8千6百の枠に、5万3千名が応じた。

この非軍事役務法によれば、民間役務を果たすものは、健康、社会、救助活動と自治体の施設での勤務に就く。なお、召集されるのは18～23歳までである。民間役務に採用されるためにはその旨を表明することで足りる。期間は、90年1月に短縮された兵役期間である12カ月である。彼らの配置についての労働局の決定は、郡・県の民間役務委員会によって審査される。この委員会には多くの元建設兵士や完全拒否者が加わった<sup>46</sup>。

### おわりに

平和の問題は国家にとっても教会にとっても中心的な課題であった。そのために両者の平和観の相違は、国家と教会の対立要因であった<sup>47</sup>。なかでも、良心的兵役拒否の問題は、東ドイツにおける教会と国家の関係「社会主義のなかの教会」にとってつねに、両者の「棲み分け」ラインを危うくするものであった。良心は個人の内面の問題であり、教会の扱うべき領域のことであるのに対して、兵役は国民としての義務であり国家の扱うべき領

域であった。

ただし、国家がかれらを警戒したのには、公式の平和観に反するというのみならず、彼らが東ドイツの社会にむけて原理的な問題提起を行ってきたことによる。

東ドイツの社会についてしばしばなされる「巣ごもり社会」の指摘は、徴兵の対象となった若者には当てはまらない。彼らは、嫌でも選択を強いられ、「私的領域」にこもることができなかった。この点で良心的兵役拒否を認めない国家の政策との摩擦が生じるのは当然避けられなかった。

そこで、国家は建設部隊によって国家と異なる平和観をもつ人々を、取り込みつつ、隔離しようとしたのである。だが、そのことは皮肉にも暴力のない社会を望む若者同志が会う場を提供することとなった。さらに、青年たちは建設部隊や拘置所での経験から、はっきりと政治的に自覚をもつようになった。彼らが、単に「兵役」を建設兵士として果たしたのであれば、それは、SEDの期待に沿うことであった。しかるに、本稿でみてきたように、彼らは平和的な社会構造を求めて常に行動してきた。建設兵士や兵役を拒否した若者らが接する市民の目は暖かいものであった。差別や逮捕を覚悟して決意した、彼らの存在を「市民的勇気」の象徴であるとする人たちもあった<sup>48</sup>。かれらは、自らが武器をもたな

46 Koch, *Wehrdienst und Frieden*, S.VII.

47 Johan Gildemeister, "Friedenspolitische Konzepte und Praxis der Kirchen" in Horst Dähn hrgs., *Die Rolle der Kirchen in der DDR*, München, 1993, S.159ff.

48 Vgl. Ragnar Manneck, "Am Anfang war die Frage", in Jürgen Israel hrgs., *Zur Freiheit berufen. Die Kirche in der DDR als Schutzraum der Opposition 1981-1989*, Berlin, 1991, S.141-145., Eisenfeld, *Dokumentation*, S.2ff.

いと決心したときには、社会を変革するとは思っていなかったが、結果としては静かな方法で社会の意識を変化させることに寄与したのであった<sup>49</sup>。

彼らは、東ドイツに暴力のない社会を作り上げるために活動し、東ドイツ市民自らの手で民主化の流れを作りだした。東ドイツをとりまく状況の変化は、この自主的な流れとは別の方向、すなわち国外脱出を爆発的に加速させた。それでも彼らは、国内に留まり、彼らの活動を続けたのであった。ついに、1990年2月には世界で最も進歩的な非軍事役務法を成立させた。

この法律は、7ヵ月後には早くも過去のものとなった。10月3日に、東ドイツが西ドイツに編入されるかたちで統一されたからだ。東ドイツで暴力のない社会をめざしてきた人たちは、現在も活動を続けている<sup>50</sup>。

---

49 Joachim Garstecki, "Verweigerung und demokratische Erneuerung Zeichenfater Verzicht auf Gewalt zeigte Wirkung", in Jannig, *a. a. O.*, S.236f.

50 Vgl. Heino Falke, "Friedensverantwortung gestern und heute - Herausforderung, Konflikte und Chancen", Sep. 1994. in *Dokumentation*. 軍司牧の問題はドイツの教会での大きなテーマとなっていた。Spiegel, Nr.46 (1993), S.65ff., Ziegler, *a. a. O.*, S.159.

**“Construction Units  
(Baueinheiten)” in the  
National People’s Army of  
the German Democratic  
Republic : Soldiers that  
aimed for a constraint-  
free society**

Hiromi ICHIKAWA\*

Abstract

Unofficial civil groups in East Germany were not watched with much interest in the world until the time of “change” in 1989. But they had already begun their activities in the late 1960’s. Leading figures of important civil groups were the people who refused to take any weapons in their hands. Their activities caused a great peace movement in the GDR during the late 70’s and early 80’s. They always worked for a society without any constraints.

Those who refused to take up arms for 27 years, from the introduction of military conscription in 1962 until 1989, are estimated at just under 90,000. The evangelical Church supported them. The National People’s Army had a noncombatant “construction units” since 1964, which allowed the recruits objecting to arms to fulfill their duty. This kind of a system was the only such example among all the Eastern European countries.

As to the background for implementation of “construction units”, four factors can be identified, i.e. the pacifist attitude of the Church, change of the State’s policy towards the Church, opposition to the introduction of military conscription and the dilemma that the state faced.

---

\*Graduate School, Faculty of Law, Kobe University. Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science.

- (1) The Church publicly documented their concern about the dehumanizing effects of militarization at their synods. And they supported young German service recruits who might decide to resist military service for reasons of conscience. They demand that the state provide legal protection for conscientious objectors.
- (2) The government's harsh oppression against the Church, which characterized the policy until 1953, was changed because of the "new course" in the Soviet Union after Stalin's death. And the Church and the State began to build a stable relationship, "Church in Socialism (Kirche im Sozialismus)", through regular meetings. It means that the Church is responsible for religion, and the State for politics; that they keep to their own boundaries, so that they can co-exist.
- (3) Facing military conscription, more than 1,500 young people refused to serve in the army. Their reasons were their pacifist attitudes, Germany's past, that caused terrible wars twice, opposition to weapons of mass destruction, and the fear of German-German war under the cold war structure. The Church supported them by giving spiritual guidance to the young persons

affected, as well as petitioning the State to guarantee the right of conscience.

- (4) Nevertheless, the State could not accept the right of conscientious objectors, as the East German army had to fulfill its responsibilities concerning the Warsaw Pact. They might not be able to recruit enough soldiers for that need. On the other hand, the government had to promote its democratic character in the international community, in order to overcome the so called "Hallstein-Doctrine". The East German government wanted to avoid a bad reputation that could result from repressing conscientious objectors, while that right was regarded as an absolute right in West Germany's Basic Law.

Therefore, the State ordered on September 7th 1964 the formation of the "construction units (Baueinheiten)". "Construction soldiers (Bausoldaten)" work excluded the carrying of arms, but the units remained under military administration. Construction projects were primarily related to military sites and installations. They were directly involved in military-related activity, and the oath was required.

The State tried to hide the existence of construction soldiers, and they were

not popular among the people. The State also regarded them as hostile to socialism and humiliated the construction soldiers. Career and educational opportunities were closed for them.

Conscientious Objectors protested both by appeals to authorities and by refusing oath or military training at camps. It was unacceptable for them to obey the State unconditionally and to work for the military, which always needs an enemy. Therefore, after finishing their service, they organized into civil groups to work for a peaceful society without constraints.

The issue of conscientious objectors has taken on a clearer profile since 1981, when specific proposals were advocated by christian ex-construction soldiers to provide a community peace service. A steadily growing number of objectors, keeping in touch, meeting and discussing issues such as peace, human rights and environmental problems have provided a vital nucleus for unofficial civil movements.

The existence of conscientious objectors has been always one of the critical issues for sound relations between the State and the Church as it concerns one's conscience and at the same time, duty of Statedefense. It also brings into conflict

the different understandings of peace, which was one of the central issues for both, the Church and Marxist-Leninism theory. What the State feared most was that those groups would instill their principle of the desirability of a constraint free society. As this was a crucial issue, the government wanted them to isolate those people from other soldiers. Ironically, however, this gave them an opportunity to meet each other.

Those objectors have continuously worked for peace. They contributed to the "change" in 1989 through their active engagement for a constraint free society. Although the "change" unintentionally encouraged so many (too many, perhaps) people to escape to "brilliant" West Germany, they kept being active within East Germany. They therefore could play an important role, when the socialist government was to fall down. They finally obtained the registration for civilian service in March 1990, which is the most progressive in the world, but this lasted only until the German Democratic Republic came to an end, by being incorporated into the Federal Republic of Germany on October 3rd 1990.